

島交規乙第309号
令和7年5月1日

関係所属長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

自動車保管場所証明等事務取扱要綱の細部事項について（通達）

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号、以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「政令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、警察署長が行う保管場所の確保に係る証明（以下「保管場所証明」という。）、保管場所の届出（以下「保管場所届出」という。）、及び保管場所の変更の届出（以下「保管場所変更届出」という。）の事務については、自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について（平成29年12月20日島交規甲第623号本部長例規通達。以下「例規通達」という。）に基づき、その細部事項を自動車保管場所証明等事務取扱要項の細部事項について（平成29年12月20日島交規甲第624号本部長通達。以下「旧通達」という。）により定めているところであるが、令和7年4月1日より自動車保管場所標章が廃止されたことに伴い、その細部事項は下記のとおりとするので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、令和7年5月1日をもって廃止する。

記

1 簿冊の備付け

保管場所証明等は、次に掲げる簿冊を備え付け管理すること。

(1) 関係簿冊

- ア 自動車保管場所証明等（書面申請・変更届出）処理簿（様式第1号）
- イ 自動車保管場所証明等（電子申請）処理簿（様式第2号）
- ウ 軽自動車保管場所届出処理簿（様式第3号）
- エ 郵送による自動車保管場所届出処理簿（様式第4号）

(2) 幹部による確認

処理簿等については、毎月1回以上、交通幹部による確認を行うこと。

2 自動車保管場所証明申請書等の記載要領

(1) 車名及び型式

自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載された車名及び型式を記入させること。

(2) 車台番号欄

ア 自動車保管場所申請

車台番号は、原則、申請時に記入させること。

申請時に車台番号が確定しないため、自動車保管場所証明申請書の車台番号を空欄のままで行った申請については、有効なものとして受理することは差し支えないが、自動車保管場所証明書の交付は車台番号が記入されてから行うこと。

イ 自動車保管場所届出書

車台番号については、届出の時点で記入させること。

保管場所変更届出者が、変更前の保管場所の位置を知り得ない場合は空欄とすること。

(4) 申請者等の氏名欄

ア 申請又は届出者の氏名には、必要に応じてふりがなの記載を求めること。

イ 申請又は届出者が法人の場合は、代表者の氏名を記載させること。

(5) 申請書等の欄外

ア 自己単独所有・その他欄

自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書に添付する「自動車の保有者が当該申請（届出）に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面」がどのようなものかを明らかにするため、申請者又は届出者に欄外の「自己単独所有・その他」のいずれかに○印を付けさせること。

イ 連絡先欄

保有者が、保有者本人以外の者の協力を得て申請又は届出をする場合は、申請書等及び添付書面の内容について確認を行う場合の当該連絡を円滑に行うため、その者の氏名及び電話番号を記入させること。

ウ 自動車登録番号等欄

自動車登録番号又は車両番号については、届出の時点で記入させ、又は届出の後、保有者の協力を得て、電話、口頭等により連絡を受けて記入すること。

3 添付書面

自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書に添付する書面は、次のとおりとする。

(1) 保管場所として使用する権原を有することを疎明できる書面

ア 保有者が保管場所である土地又は建物を保有又は管理している場合
保管場所使用権原疎明書面（自認書）（例規通達様式第1号）

イ 保有者が保管場所である土地又は建物を保有又は管理していない場合

(ア) 駐車場賃貸借契約書の写し

(イ) 駐車場賃貸借契約書の写しがない場合、駐車場を賃借しているのであれば、通常、有している駐車場料金の領収書等

(ウ) 保管場所使用承諾証明書（例規通達様式第2号）

(エ) (ア)から(ウ)のものが作成しがたい場合において、当該自動車の使用に関連のある住宅供給公社等の公法人が当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人に発行する確認証明書

- (2) 保管場所を所有又は管理する者が複数いる場合
所有者全員の保管場所使用承諾証明書（例規通達様式第2号）
- (3) 法第12条の規定により、報告又は提出を求める書面
申請者等の住所と使用の本拠の位置が違う場合など、自動車保管場所証明申請書等の申請者住所又は当該自動車の使用の本拠の位置を確認しようとするときは、郵便物や公共料金の領収書、住民票の写し、印鑑証明書等を添付させるものとする。
また、保管場所として使用する権限を有するか否かを確認するときは、当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄本又はその写しを添付させるものとする。
- (4) 保管場所の所在図及び配置図（例規通達様式第3号）
ア 所在図は、手書きの場合は、図面上に自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明記させること。
イ 保管場所の付近の道路及び目標物となる建物が確認できる地図の写しでもよいこととし、この場合において、使用の本拠の位置及び保管場所の位置並びにその間の距離を明記させること。
ウ 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が一致する場合には、配置図に保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示しているものであれば、所在図を別に作成する必要はないものとする。
エ 配置図は、その平面の寸法、接する道路の幅員、保管場所の入口及び周辺の建物を明記させること。
- (5) 複数自動車の申請等の場合の書面
同一の保管場所に複数の自動車を保管する申請又は届出が同時になされるものについては、添付する保管場所使用権原疎明書面（所在図・配置図を含む。）は1通でよいものとする。

4 書面による申請等の受理

(1) 受理

申請を受理する際は、次の点について点検し、不備がなければ受理すること。
この場合において、自動車保管場所証明等（書面申請・変更届出）処理簿に所要事項を記載すること。

ア 保管場所の位置を管轄する警察署長に対して行われたものであること。

イ 申請に係る自動車が法第4条の規定の適用を受ける自動車に該当すること。

ウ 政令附則第2項第1号に規定する地域に使用の本拠の位置があること。

(2) 審査

申請内容は、次に掲げる事項を審査し、適否を判断すること。

ア 保管場所の位置と使用の本拠の位置との間が直線距離で2キロメートルを超えないものであること。

イ 当該自動車が法令の規定により通行することができない道路以外の道路から

当該自動車を支障なく出入りできること。

ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止の交通規制の対象から公安委員会が除外し又は警察署長がやむを得ない理由があると認めて許可することにより、当該申請に係る自動車の通行が認められる部分を除く。

ウ 当該自動車の全体を収容することができるものであること。

エ 当該自動車の保有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。

オ その他の法令により、当該自動車の保管場所への進入又は保管場所として使用することが禁止されていないこと。

(3) 自動車保管場所証明書の交付

審査の結果、申請に係る保管場所が保管場所として証明するときは、速やかに自動車保管場所証明書を申請者に交付すること。

(4) 保管場所証明の申請の却下

書面申請による保管場所証明を不可とする場合は、証明書欄の右上部に「不可」と記載して交付すること。この場合、「自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。」の記載を二重線で抹消し、「不可 この申請に係る保管場所は、要件（ ）を満たしていないため。」と書き換えることとし、括弧内には保管場所の要件を満たしていない理由を具体的に記載すること。

(5) 証明書の交付又は申請を却下する際は、自動車保管場所証明等（書面申請・変更届出）処理簿に所要事項を記入するとともに、受領者から受領印又は署名を徴して交付状況を明確にすること。

(6) 留意事項

ア 1通の申請書で、複数の自動車の申請は認めないこと。

イ 申請書の訂正は、訂正したことが明らかになるよう、申請書の訂正箇所を二重線で訂正させること。ただし、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し再提出するよう申請者に教示すること。

ウ 保管場所証明書交付後の訂正は認めないこと。

エ 受理した申請書・届出書の訂正箇所には、警察署長の訂正確認印を押印するなど、記載内容の真正性確保に留意すること。

5 自動車保管場所証明書の再交付申請

(1) 再交付は、証明内容に変更がないことを確認の上、新たな申請書を提出させて行うものとする。この場合において、疎明資料の添付及び実地調査を省略すること。

(2) 再交付する証明書の証明年月日については、先に交付した証明書の証明年月日と同一とすること。

なお、再交付する証明書は、欄外右上部に「再交付」と記載するとともに、再交付した年月日を記載すること。

- (3) 再交付した場合は、申請書「控」の欄外及びそれぞれの処理簿の備考欄にその旨を記入し、経過を明らかにしておくこと。
- (4) 島根県自動車運輸支局は、自動車保管場所証明書の証明日に期限を設けていることに留意すること。

6 電子による保管場所証明申請

(1) 受理

取扱担当者は、自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「OSS」という。)を利用して島根県警察自動車保管場所管理システム(以下「システム」という。)に到達した保管場所証明の申請について、次の点を点検すること。

この場合において、自動車保管場所証明等(電子申請)処理簿に所要事項を記入すること。

ア 保管場所が島根県内の他の警察署の管轄区域であるときは、システムによりOSSを利用して、管轄の警察署に速やかに転送するとともに、当該警察署の取扱担当者へ確実に連絡すること。

イ 申請内容に不備がある場合は、システムによりOSSを利用して、速やかに補正事項を通知すること。その際、申請者において補正が必要な内容を正しく理解できるよう、具体的な表現で通知すること。

ウ 申請内容の補正期間は、補正を通知した日の翌日から5日間(土日、祝祭日、年末年始を除く。)とされているので留意すること。

(2) 登録情報処理機関に対する車台番号の照会

ア 車台番号が確定していない申請を受理した場合は、当該申請に係る審査の過程において、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する登録情報処理機関に照会して入力すること。

イ 登録情報処理機関に対する車台番号の照会が行える期間は、登録情報処理機関側のシステムの設定上、登録情報処理機関において検索が開始された日から30日間(土日、祝祭日を含む。)とされているので留意すること。

(3) 審査

4の(2)による。

(4) 保管場所証明の通知

審査の結果、自動車の保管場所として確保されていると認めるときは、取扱責任者は、職責証明書格納媒体(以下「ICカード」という。)により電子署名を付し、システムによりOSSを利用して保管場所証明を通知すること。この場合において、自動車保管場所証明等(電子申請)処理簿に所要事項を記入すること。

(5) 保管場所証明の不可

取扱責任者は、次の事項のいずれかに該当するときは、保管場所証明を不可とすることとし、ICカードにより電子署名を付し、システムによりOSSを利用

して不可である旨を申請者に通知すること。この場合において、自動車保管場所証明等（電子申請）処理簿に所要事項を記入すること。

ア 保管場所が確保されていると認めることができないとき

イ (1)のイにより、補正すべき事項を通知した場合において、補正されなかったとき

ウ (2)により、車台番号を照会した場合において、回答がなされなかったとき

エ その他、システムによりOSSを利用して補正を依頼することができない事項があるとき

(6) 留意事項

ア 申請状況の到達確認の励行

取扱担当者は、申請等の到達確認を励行し、交付手続の遅延を招かないよう配慮すること。

イ システムにより保管場所を照会した結果、当該保管場所について疑義が生じた場合は、申請者、代行者、保管場所の所有者又は管理者に対して必要な確認を行うこと。

7 保管場所届出及び保管場所変更届出

(1) 受理

取扱担当者は次の点について点検し受理すること。この場合において、それぞれの処理簿に所要事項を記載すること。

ア 保管場所の位置を管轄する警察署長に対して行われたものであること。

イ 届出に係る自動車が法第5条、第7条、第13条第3項及び附則第7項の規定の適用を受ける自動車に該当すること。

ウ 軽自動車の届出の場合は、政令附則第2項第2号に規定する地域に使用の本拠の位置があること。

(2) 届出事実証明について

届出者より、警察署長に対する届出事実の証明として、書類交付を求められた際は、届出時に届出書の写しを持参させ、警察署において收受印を押印の上、届出者に交付すること。

ただし、後日届出事実の証明を求められた場合はこれに対応しないこと。

(3) 留意事項

ア システムにより保管場所を照会した結果、当該保管場所について疑義が生じた場合は、届出者、保管場所の所有者又は管理者に対して必要な確認を行うこと。

イ 1通の届出書で、複数の自動車の届出は認めないこと。

ウ 届出書の訂正は、訂正したことが明らかになるよう、届出書の訂正箇所を二重線で訂正させること。ただし、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し、再提出するよう届出者に教示すること。

エ 受理した届出書の訂正箇所には、警察署長の訂正確認印を押印するなど、記載内容の真正性確保に留意すること。

8 郵送による保管場所届出

(1) 郵送による保管場所届出の方法

届出者は、自動車保管場所届出書及び必要な添付書面(以下「届出書等」という。))並びに届出者の住所、氏名を記入した返信用葉書(以下「通知書」という。)を封書に同封した上、保管場所を管轄する警察署長に郵送により提出して行うことができる。

(2) 受理

ア 警察署長は届出書等を点検し、内容に誤り又は不備がなければこれを受理する。

イ 警察署長は、届出を受理した場合には、通知書にその旨を記載して、届出者に返送する。

ウ 内容に誤り又は不備(軽微なものを除く。)があった場合には、通知書により届出者に連絡し、来署しての訂正又は適正な届出書等の再郵送を求める。

9 調査の留意事項

(1) 調査は、必ず実地に行うこととし、自動車保管場所現地調査結果報告書(様式7号)を作成すること。

(2) 現地確認のため他人の土地又は建物に入るときは、身分及び目的を明らかにし、承諾を得て行い、なるべく申請者又は当該土地・建物の所有者・管理者等の立会いを求めること。

10 管理

申請書、届出書、システムからの出力資料、現地調査資料等は、各申請又は各届出ごとに編綴し、各警察署において適正に保管管理すること。

11 取扱状況の管理

取扱状況については、自動車保管場所関係業務の委託契約により定める取扱簿等を点検し、管理すること。

別記様式 [略]